

盛土による災害の防止に関する検討会 業界団体ヒアリング提出資料

令和3年10月29日
一般社団法人 林業経営者協会

< 当協会の概要 >

- ・会長：吉川重幹（吉川林産興業株式会社代表取締役）
- ・目的：持続可能で環境保全に配慮された森林の管理・経営を推進し、林業の発展、農山村の活性化に寄与すること
- ・活動内容：森林政策等への提言、調査研究、経営講座の開催、季刊誌の発行等
- ・設立経緯：昭和16年に林業経営者有志が創設した中央林業懇話会を母体とし、昭和37年に社団法人化
- ・会員：比較的大規模な森林を所有する個人及び法人

< 森林への盛土実施の基本的な状況 >

○当協会の会員の所有森林（参考1）

- ・木材生産のみならず森林の持つ多様な機能を持続的に発揮できるよう経営。残土処理等の要請に対しては、林業経営上支障のない土地に限り、公共事業等で他に適地が無い場合には同意。
- ・盛土を実施する場合、調整柵や調整池を設置するなど水の管理の適切な実施や、残土の搬入量の調整を要請。
- ・土地の提供に当たっては貸付契約を基本とし、管理責任は残土処分事業者が負うことが条件。

(参考 1)



会員の所有森林（手入れがされている森林）

1 残土処分場や土砂一時仮置き場等としての森林の利用状況

- ・ 林業経営を計画的に実施している所有者においては、林業適地は基本的に残土処分場として利用せず、それ以外の所有地を、適切な管理が可能な公共残土の処分場として自治体からの要請に応じて対応。
- ・ 林業を取り巻く厳しい経営状況から、林業経営意欲が低下した所有者においては、道路等のアクセス条件の良い場所が残土処分場として利用される実態がある状況。

2 森林を残土処分場等として利用することの考え方

- ・ 森林は、林業経営以外に災害防止や水源涵養等の多様な公益的機能を発揮。
- ・ 安易に残土処分場として利用する場合、これらの機能の発揮を妨げるほか、災害を助長することも懸念。
- ・ 地域の土地利用状況等から、森林が残土処分場等として利用される実態にある中、立地条件等から森林の機能や処分場の安全性を慎重に検討することが重要。

3 森林における不適切な処分事案の実態とそれを防止する上での課題

- ・ 森林は、立地条件から人目に付きにくく、所有者や地域住民による日常の監視が困難な場合も多く、安全性を考慮しない残土処分が実施される事例やコンクリート等の産業廃棄物が混入される事例が散見。（参考2）
- ・ 盛土の安全性を確保する土木的な工法の実施とともに、事前の廃棄物処理の確実な実施も含めて、事業者団体等が自主的に指導することや、行政等による残土処分の効果的な監視体制の強化が必要。

(参考2)



事例①
法面の洗堀が激しい盛土



事例②
法面から土砂の流出が見られる盛土

4 森林における残処分地の安全確保のために必要と考えること

(1) 森林の特性を踏まえ特に留意すべき事項

- ①森林内では溪流沿いや斜面に湧水することが多く、また、降雨の後にだけ湧水が見られる場合もあることから、的確な水処理が必要。
- ②過去の崩壊地や地すべり地形等軟弱な地盤が森林には多数あり、盛土により崩壊等を助長する可能性もあるため、地形・地質の把握が必要。特に、土石流等の危険性がある地域での盛土は、災害との関係性を慎重に考慮することが重要。
- ③盛土の侵食や産業廃棄物が混在する事例も見られることから、水源地では濁水や水質への配慮が必要。

(2) 上記を踏まえた対応

- ・森林内で残土処分地を設置する場合、斜面の緑化等土木的な工法による侵食や崩壊の防止のほか、地形・地質も含めた検討や持ち込まれる土砂の状況の確認が必要。
- ・谷部を埋める場合、時間の経過とともに湧水（特に豪雨時）が契機となり崩落の危険性が高くなることから、事業者は継続的に残土処分場を管理できる能力が必要。
- ・これらの安全確保に必要な規制の整備や、規制を着実に運用できる行政の体制も重要。

5 盛土等の行為の規制の在り方を見直すに当たって、林業経営の観点から留意すべき点（参考3）

- ・ 林業経営では効率的な木材生産のため、多くの現場で高性能林業機械を活用して伐採する作業システムを採用。
- ・ この作業システムでは、伐採した丸太を山から効率的に搬出するため、トラック用の林道と、林業機械用の作業道を組み合わせた路網を整備。また、伐採した丸太をトラックに積むためのストックヤードとして小規模な土場（どぼ）を作業道の周辺に整備。
- ・ 作業道の整備を行う際、現地の地形・地質に十分配慮し、切土・盛土が小さくなるよう実施。整備に当たっては、予め林地の傾斜等を踏まえ検討するものの、通常は現地での地形や地質の状況を見ながら、立木の伐採と一体的に実施。
- ・ これらの整備が一般の公共事業のように測量や設計、検査を前提とした行為と同様に扱われる場合、作業道の整備が遅れ、林業経営に支障が出ることを懸念。
- ・ 森林内での盛土等の規制の在り方を見直す場合、林業経営の観点からは林業の作業システムの特徴を踏まえた対応が重要。規制により森林所有者の林業経営意欲が減退し林業活動が停滞することで、将来的に不適切な形で残土が持ち込まれる森林を増加させないよう留意が必要。

(参考3)



木材を運搬するトラックが走行する林道



林業機械が走行する作業道



作業道の利用状況（沿線での伐採）



作業道の作設状況



丸太を一時的に集積する土場

6 建設残土を扱う事業者に対して、今後どのような規制が必要と考えるか

- 森林内で残土処分を行う場合、人目に付かないことが多く、産業廃棄物が混入される恐れもあるため、予め悪質な事業者を排除する仕組みや悪質な行為を行った事業者を追跡できる仕組みが重要。
- 残土処分が適切に行われるためには、残土を持ち込む事業者と受け入れる森林所有者が社会的責任を自覚していることが重要であり、行政も含めた残土処理の実施状況等の監視体制の充実が重要。